

外国当局に提出する文書の公証・ 認証手続

2016年1月15日
松田綜合法律事務所
弁護士 水谷 嘉伸
弁護士 久保 達弘

昨今、日本企業の海外進出や海外でのビジネス展開が益々盛んになっています。これに伴い、外国での法人設立、行政上の許認可の取得・届出、司法手続の利用など、様々な場面で、特定の文書（私文書）を作成し、あるいは日本の官公庁が発行する商業登記簿謄本等の公文書を取得し、これらを外国の当局に提出する場面が増えています。

日本国内で作成された書面には、しばしば「公証(notarization)」や「領事認証(legalization)」が求められます。名前からすると、公証なら公証役場、領事認証なら提出先の国の駐日大使館（領事館）に書類を持っていけば済む簡単な話にも思えます。しかし、公証や領事認証は文書の成立の真正を証明するための厳格な手続であり、必要書類や流れを正確に理解しておかないと、無駄足になって何度も手続をやり直すことにもなりかねません。また、公文書と私文書では手続が異なるという点にも注意が必要です。

そこで、本稿では、外国当局に提出するというケースを想定しながら、日本側で作成する私文書の「公証」及び「領事認証」と、公文書の認証手続の概要をご紹介します。

I. 公証

(1) 「公証」の意味

まず「文書を公証する」という場合、法律的には「公証人」が「私署証書」の「認証」を行うことを意味します。

- (a) 「公証人」は、法務大臣によって任命され、法務大臣から指定された場所に公証役場を設置して執務する国家公務員です。全国で約500人、そのうち東京都内に約100人が配置されています。
- (b) 「私署証書」とは、「作成者の署名、署名押印又は記名押印のある私文書」のことを指し、「私文書」は政府機関ではない民間企業や個人が作成した書面のことをいいます。例えば、会社が作成する取締役会等の議事録や代表取締役が署名する宣誓供述書などです。「私署証書」と認められるためには、作成者の署名又は記名押印と作成年月日の記載が必要です。ちなみに、外国語の文書も対象に含まれ、外国語で作成された私文書の公証を受けることを「外国文認証」と呼びます。
- (c) 公証人が行う「認証」は、私署証書の「成立の真正」に対して行われます。つまり、公証人は、その文書の署名押印等が作成名義人の意思に基づくものであることを証明します。他方、公証人は、その文書の「内容」の真実性や正確性については証明しません。文書に記載されている内容の正しさについては判断しないのです。（※ただし文書の内容が違法・無効等でないかは審査され、違法・無効な文書は公証してもらえません。）

「公証人」により私文書が公証されると、その文書が真正に成立したこと、即ちその文書が作成名義人の意思に基づいて作成されたことが推定されるという効果があります。

(2) 公証の手続

次に、公証手続を具体的に見ていきましょう。

- (a) まず、公証を得たい私文書を作成。
- (b) 公証役場に連絡して公証の日時を調整。
- (c) 必要に応じて、対象文書を見せて内容を調整（※外国語で作成された文書の場合、担当公証人から和訳の提出を求められるのが一般的です）。
- (d) 必要書類を準備。なお、認証には次の3つの方法があり、必要書類は、(ハ)の代理認証かどうかと、公証役場に赴く方の属性に応じて異なります。

- (イ) 当事者が公証人の面前で証書に署名又は押印をする（目撃認証）。
- (ロ) 当事者が公証人の面前で証書の署名又は押印を自認する（自認認証）。
- (ハ) 代理人が公証人の面前で証書の署名又は押印が本人のものであることを自認する（代理認証）。

※(イ)(ロ)と(ハ)は、署名者本人が公証役場に赴き担当公証人の面前にて手続を行うか署名者の代理人が公証役場に赴き当該手続を行うかの違いです。また、(イ)と(ロ)は、公証人の面前で作成者が署名又は記名押印を行うか、既に作成者が署名又は記名押印済みの文書を持参するかの違いです。

※日本法上は、3つの方法いずれも有効ですが、提出先の外国の当局によっては特定の方法（例えば目撃認証）による認証でなければならないとされる場合もありますので注意しましょう。

- (e) 公証役場で、必要書類の確認が行われた後、予め選択した方法に従って、担当公証人が認証の手続を行います。

(イ) 目撃認証の場合には、署名者本人が公証人の面前で、私署証書に署名又は記名押印します。

(ロ) 自認認証の場合には、署名者本人が公証人の面前で、自らが私署証書に署名又は記名押印したことを自認します。

(ハ) 代理認証の場合には、代理人が公証人の面前で、署名者本人が私署証書に署名又は記名押印したことを陳述します。

- (f) 担当公証人は、上記の旨を記載した認証書面を作成し、私署証書と合綴したうえで、認証書面に署名押印します。

※認証書面については、公証人の署名付きの認証書面の英訳を添付するサービスがありますので、積極的に利用しましょう。

公証された書面は通常即日その場で発行されます。原本を受け取り、公証手数料を納付することにより公証手続は終了します。

(3) 宣誓供述書

私署証書の認証の一種に、宣誓認証という制度があります。これは、作成者が公証人の面前で私署証書の記載が真実であることを宣誓した上で署名又は記名押印し、又は私署証書の署名又は記名押印を自認した旨を記載して行う認証です。宣誓認証を受けた文書を「宣誓供述書」といいます。

宣誓認証は、公証人が作成名義人に「証書の記載が虚偽であることを知って宣誓したときは過料の制裁があること」ことを告知し、作成名義人が、公証人の面前で、起立して厳粛に、「良心に従って証書の記載が真実であることを誓う」旨宣誓したうえで付与されるものです。制裁による裏付けのある宣誓を得ることで、私署証書について、「成立の真正」を認証するとともに、その内容の真実性、正確性を担保しようとするものです。なお、この宣誓認証は代理認証の方法によることはできません。

II. 領事認証

(1) 原則的な手続

私署証書の用途が日本国内であれば、公証手続さえ行えば、文書の真性を証明するための作業としては十分です。しかし、外国の当局に提出される場合には、さらに領事認証(legalization)の手続が併せて要求されることが一般的です。その目的は、簡単に言えば、公証人の署名が真正であることを証明することにあります。ところが、駐日大使館(領事館)にとって、制度が異なる他国の公務員である日本の公証人の署名が真正なものかどうかを直接証明するのは困難です。そこで、原則として以下のような複層的な証明手続を取ることで、不合理な負担を強くないように工夫されています。

- (a) 私署証書について公証人による認証(公証)を受ける。
- (b) その公証人の所属する法務局(地方法務局)の長からその私署証書に付されている認証が間違いなく当該公証人により認証されたものであることの証明を受け、公印を得る。
- (c) 日本の外務省において、その法務局長の公印が間違いなくことの認証を受け、認証印を得る。
- (d) 提出先の国の駐日大使館(領事館)において、日本の外務省の認証印についての証明を受ける。

以上のステップを踏むことで、駐日大使館(領事館)は、日本の外務省の認証印のみを確認すれば済むこととなります。こうして、複数の担当当局が他の当局の署名押印の真正を証明することで、全体として、私署証書の作成の真正についてお墨付きを与えているわけです。

以上のステップを1つ1つ正確に踏んでいこうとすると、署名者本人又は代理人は、(a)公証手続の後、(b)文書を公証人の所属する法務局に持参し、法務局長からその私署証書に付されている認証が当該公証人の認証したものであることの証明を受け、(c)それを今度は外務省に持参し、その法務局長の公印が間違いなくことの確認を受け、(d)更

に提出先の国の駐日大使館(領事館)に持参して領事認証を受けなくてはなりません。

このように複数の当局の窓口を訪問するのは大変煩雑ですので、以下のように、これらのステップの一部を省略する仕組みが用意されています。

(2) 外務省におけるアポステイーユ証明

まず、(d)の手続を省略するための国際的な枠組みとして、ハーグ条約(「外国公文書の認証を不要とする条約(略称:認証不要条約)」)があります。これは、加盟国間において、文書が作成された国の外務省が(公印確認の代わりに)同条約に基づく付箋である「アポステイーユ」による証明を行えば、上記(d)の「提出先の国の駐日大使館(領事館)による認証」を不要とする制度です。日本は同条約に加盟していますので、提出先の国も条約に加盟している場合には、(d)の手続が省略できます。(※ただし、ハーグ条約締約国であっても、書類によっては、提出先国の当局が領事認証まで求めることがありますので留意が必要です。)

(3) 公証役場におけるワンストップサービス

次に、東京都内、神奈川県内及び大阪府内の公証役場では、更に簡便な「ワンストップサービス」を提供しています。このサービスは、公証役場内で、法務局長による証明、外務省によるアポステイーユによる証明を付した認証文書を作成するもので、上記(a)~(c)の手続を一括で行うことができます。

そのため、提出先の国がハーグ条約に加盟している場合、公証役場にさえ行けば、そのままその資料を外国当局に提出することができます。提出先の国がハーグ条約に加盟していない場合でも、公証役場に行った後は、駐日大使館(領事館)で領事認証を受けるだけで済みます。

ご利用予定の公証役場がこのワンストップサービスを提供しているかどうかは、事前に確認されると良いでしょう。

III. 公文書の認証

(1) 原則的な手続

前述の通り、公証人は、省庁その他の公務所の作成した文書（公文書）の成立の真正を証明したり、謄本認証を行う権限はありません。ここで言う「公文書」には会社の登記簿謄本や戸籍謄本、住民票等が含まれます。

そこで、公文書の成立の真正を証明するためには、①外務省に赴き、公文書上に押印されている公印について公印確認を受け、その後、②駐日大使館（領事館）において領事認証を受ける必要があります。あるいは、提出先の国がハーグ条約に加盟している場合、外務省によるアポストイーユによる証明を受けることで駐日大使館（領事館）における領事認証（②）を省略することもできます。（※ただし、ハーグ条約締約国であっても、提出先国の当局が領事認証まで求めることがあるのは、私文書の場合と同様です。）

(2) 代替策

上記の原則的な手続に対し、実務上は、以下のような代替策がよく用いられています。いずれも私文書の公証・認証手続を利用する方法です。

- (a) 公文書の外国語訳を作成し、翻訳者が自分は日本語と当該外国語に堪能であり、添付の公文書の記載内容を誠実に翻訳した旨を記載した宣言書（Declaration）を作成して署名。これに訳文と公文書を添付した上、この宣言書を私文書として、前記II.の処理を行う方法。
- (b) 会社の代表者等が、添付した公文書のコピーが原本の真正なコピーであり、その内容どおりの事実が存する旨の宣言書（Declaration）を作成。この宣言書を私文書として、前記II.の処理を行う方法。

ただし、いずれの方法も、公文書の成立の真正自体を証明するものではなく、翻訳者又は会社の代表者等が作成した私文書（宣誓書）の成立の真正を証明するものに過ぎません。このような方法で代替できるかどうかについては、事前に外国当局に確認するのが安全でしょう。

IV. まとめ

以上のように、私文書・公文書の公証・認証手続は、手続が何段階かに分かれており、それなりに複雑です。また、理論的に正しい手続を踏んだ書面であれば常に受け入れられるとは限らず、外国当局の好みに合わせて手続を整理し、書類を準備するという実務上の知恵や工夫も必要になります。そこで、外国当局に提出するための書類の整備をスムーズに進めるために、類似の手続によく慣れた専門家の支援を受けることも検討されると良いでしょう。

この記事に関するお問い合わせ、ご照会は以下の連絡先までご連絡ください。

弁護士 水谷 嘉伸
mizutani@jmatsuda-law.com
弁護士 久保 達弘
kubo@jmatsuda-law.com

松田綜合法律事務所
〒100-0004
東京都千代田区大手町二丁目6番1号
朝日生命大手町ビル7階
電話：03-3272-0101 FAX：03-3272-0102

この記事に記載されている情報は、依頼者及び関係当事者のための一般的な情報として作成されたものであり、教養及び参考情報の提供のみを目的とします。いかなる場合も当該情報について法律アドバイスとして依拠し又はそのように解釈されないよう、また、個別な事実関係に基づく具体的な法律アドバイスなしに行為されないようご留意下さい。